

## 一時抹消中車両の流通ルートに「照明」

機構要望に基づく経産省「一時抹消車」調査

## 「確認調査」来年度も拡大継続

経済産業省は、環境省・国土交通省と協力し、自動車リサイクル法の円滑な施行を目的とした「一時抹消登録されている車両の流通実態」の確認調査を実施、先頃その結果を「調査報告書」として公表した。日本ELVリサイクル機構(酒井清行代表理事)は、昨年、国に対し一時抹消登録の実態調査を「要望書」として提出していた成果の一つと受け止め評価している。

## 453保有者、5万7千台が対象

調査の対象車両は、平成17年3月に一時抹消登録され18年3月時点でも引き続き一時抹消状態にあった車両とした。またそうした車両から、自動車リサイクル法ですでに解体されている車両データーを控除した上で、一時抹消中車両を100台以上保有している所有者および全国の各運輸支局保有順位上位5位までの453保有者、最終的には車両数にして56,652台に絞り込んだ

ものが調査対象になった。

453事業者の内訳は、自動車販売店が319事業者、次いで輸出業者が73社、信販等金融業者が19事業者、その他個人が16事業者という順。

それらの一時抹消中の車両が実際どのようにになっているのかについて、対象事業者に対して質問形式で追跡調査したところ、図1のように64%(31,059台)が「転売」され、18%(8,789台)が「輸出」されていた。

これらの回答を他のデーター全体と付き合わせると、

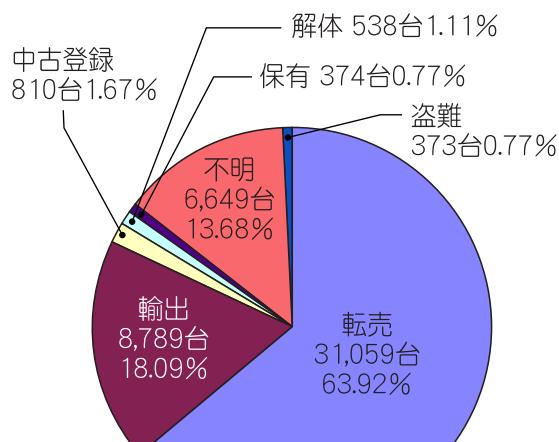


図1 回答の分布状況

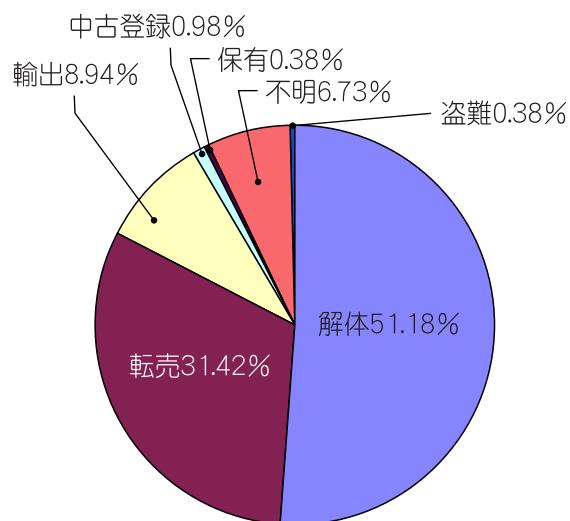


図2 一時抹消登録中車両の内訳の推定

▼平成17年3月に一時抹消登録され、平成18年3月時点においても一時抹消中であった車両は、平成19年1月末時点で、51%が「解体」、31%が「転売」、9%が「輸出」と推定され、半数は「解体」されているものの、3割は「転売」されていることが判った。(図2参照)

### 35%がオークションに転売

では、「転売」と答えたという31,059台はどこへ「転売」されたのか。

調査の結果、自動車販売店の35%が「オークションに転売」したことがわかった。

今回の調査方法は、経済産業省が国土交通省の協力を得て国土交通省が管理運営する「自動車登録情報」(MOTAS)から、①一時抹消登録車両を特定、一時抹消登録車両のうち、道路車両運送法第18条に基づく催告の対象となる「1年以上一時抹消登録状態が継続している車両」に合致する車両および所有者情報を抽出②一時抹消登録されている車両の現状を調査するため、保有者に質問状を送付③その回答を集計・分析する、という方法をとった。

平成17年3月末時点で一時抹消された車両の総数は、57万2,641台あった。このうち1年間の間に自動車リサイクル法に基づき解体処理された車両数は30万9,170台(59%)。中古車新規登録が1,027台(0.18%)、輸出本抹消が344台、1年たっても一時抹消のままだった車両数は46%の26万2,100台。この中から調査サンプル対象として5万6,652台に絞ったもの。

調査による回答率は453保有者の85%、調査台数ベースでは86%だった。

### 一時抹消登録のままは「悪い行為」

今回の調査結果について経済産業省は、「一時抹消登録のまま長期間保有すること自体、商品流通上正常なことではないし、特に自動車販売店にとって一時抹消登録のまま、実際の所有者と登録上の所有者が異なることは良くないこと、という意識をもっと強く持つてもらう必要がある」としており、18年度分についても引き続き対象を拡大して調査、流通実態の把握に努めることにしている。

また、日本ELVリサイクル機構としても、自動車販売店による一時抹消登録の車両が増大していく傾向を懸念、「自動車リサイクル法に基づく引取り者として

▼の役割と説明責任を果たしてもらおう」(酒井清行ELV機構代表理事)べく、関係方面に働きかけて行きたいとしている。◀

### オークション会場は輸出業者の仕入れ場 経産省がAAを対象に17年度調査

経済産業省は、オートオークション業者を対象に行った平成17年度の「使用済み自動車・中古自動車の流通状況調査報告」をこのほど発表した。

この調査は日本オートオークション協議会加盟の132会場とその利用会員2,400会員を対象としてアンケートを行い、その結果を集計・分析したもの。

その結果、①オークション会場のリユースコーナーにおける平成17年の落札台数は、平成16年に比べ200%近い約47万台であった。②またその落札者はトップが中古車輸出業者(37%)、次いで国内の中古車業者(33%)、解体業者(25%)の順であった。

オークション会場がリユースコーナーを設置し始めたのは平成15年ころからだが、それによって落札台数における低年式車、低価格車、多走行車の増加が見られた。例えば車齢10年以上の車両が17年で前年に比べ20万台の増加、落札価格10万円以下の車は、17年で前年に比べ14万台の増、走行距離11万km以上の車も14万台増加している。

また輸出業者とオークション会場の係わり合いについても輸出業者のオークションに対する依存率が高まりつつある。輸出業者の輸出中古車仕入れ先としては、オークションが76%で圧倒的。さらに今回の調査では落札台数に占める輸出業者の割合は26%、107万台と推計されている。◀

### システム改善に向けて「全国調査」 自動車リサイクル促進センター

自動車リサイクル促進センターは、自動車リサイクル法施行から3年を経過、リサイクルシステムの安定運用期を迎えて、システムの新たな改善に向けて、解体事業者等からの意見を幅広く取り上げるための「全国調査」を5月から実施する。調査は全国を6ブロックに分け、10社から20社を対象に調査票を配布、回収する仕組み。

同調査については日本ELVリサイクル機構も全面的に協力することになっており、機構のホームページでもお知らせする予定。◀

# 地域組合での研修6割方進む

## 「活路開拓事業」の成果普及講習会

ELV機構が組織を上げて取組んだ「活路開拓事業」の成果普及講習会が第1段階のブロック単位講習会を終え、第2段階を迎えた。

2月2日開催の北海道自動車処理協同組合函館支部をトップに全国各地域組合単位で活発に実施されつつある。4月15日現在で6割弱が講習を終えた。

2月17日に札幌ロイヤルホテルで開かれた北自協札幌支部(会田隆・鶴岡敏男共同支部長)の講習会では、ブロック講習会で研修を受けたライラック車両の水城英寛社長が講師となり、30人が共に勉強した。

また3月17日にホテルリッチタイムで開かれた千葉県自動車解体業協同組合(木内俊之理事長)では、同じ組合員であり、活路開拓事業の本部講師でもあるELV機構の酒井清行代表理事を講師に迎え、30人が本格的な講習を受けた。

4月9日は熊本県下の二つの組合、熊本県ELV協同組合(鳩村昭二郎理事長)と熊本県自動車再利用パート協同組合(緒方義男理事長)が合同で普及講習会を開催した。

熊本水前寺公園前の熊本テルサに両組合員30人が参加、会場のすぐ近くにある地元熊本大学から、活路開拓事業の委員長でもあった外川健一教授を特別講師に招き、最も恵まれた講習会となつた。

活路開拓事業の成果普及合同講習会を受ける熊本県の2組合員



内容を熟知している外川教授は正規テキストのほかに独自の資料を作成、各種の事例を示しながらのユーモアたっぷりの講義ぶりに受講者達も「大いに納得」の表情だった。5月には、岡山県自動車リサイクル協同組合(佐々木一行理事長)、福島県自動車解体協同組合(渡辺孝雄理事長)がそれぞれ普及講習会を開催の予定。

解体業人生の達人達を前に  
楽しく語る外川熊大教授

### ■知っていますか！4月から更新手続き開始 フロン類引取り・回収業者の登録

フロン類引取り・回収業者の登録更新が今年4月から始まりました。更新手続きをお忘れなく！

フロン類引取り・回収業者の登録は平成14年の4月1日から施行された「フロン回収破壊法」に基づいて実施されました。

その登録有効日は登録から5年目と法律で定められています。

登録手続きを行った業者には地元自治体から登録証明書が発行されています。

その日にちを確認してください。もし登録証明書を紛失した場合は、遅滞無く地元自治体にお問合せください。

知っていると  
便利!!

### ■検査期限切れのボンベを使っていますか！ 期限切れ容器使用は法律違反に

フロン類回収ボンベには、上の部分と下の部分を途中で溶接した「溶接容器」と溶接跡のない「継ぎ目無し容器」の2種類があります。

それぞれ製造日によって検査期限が違います。「溶接容器」は製造日から20年経過のものは2年毎の検査が必要、20年未満のものは5年毎(25%以下の中間年)の検査が必要です。「継ぎ目無し容器」は製造日に関係なく5年毎の検査が必要です。ボンベの上に印刷されている検査年限を確認して「ボンベメーカーの確認検査」を受けてください。期限切れ容器使用は「高圧ガス保安法」の違反になります。(4ページ参照)

## フロン類ボンベの検査期限に関するご注意

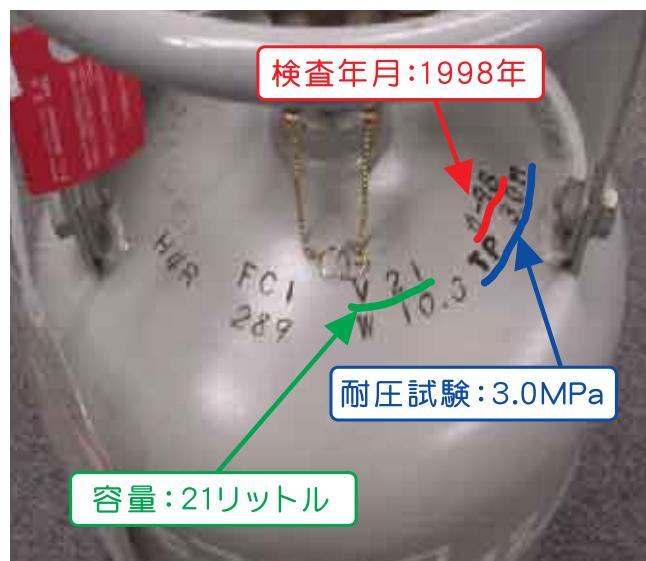
検査期限が切れたボンベを使用することは破損等の危険があり、そのまま使い続けることは「**高圧ガス保安法**」違反となります。

検査期限が迫ったボンベは、購入した販売店やボンベメーカーで期限前に再検査を行ってください。

容器の種類	容量・耐圧等	製造日からの経過年数	
		20年未満	20年以上
溶接容器※1	耐圧試験圧力3.0MPa以下、かつ、容量25L以下	6年	2年
	上記以外	5年	
継目なし容器※2	すべて	5年	



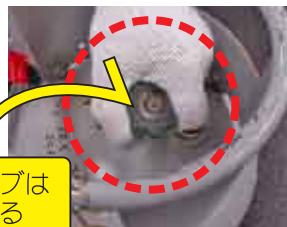
例：下図溶接ボンベの場合、再検査期限は2004年5月（=1998年6月の6年後）になります。



### その他のご注意

保管中・運搬中の漏れを防ぐため、右図の作業も再度ご確認ください。

ボンベのバルブは  
しっかりと締める



ボンベ充てん口に  
漏れ防止キヤップを取り付ける



有限責任中間法人 自動車再資源化協力機構 提供

◆本紙1面でも取り上げたが、ELV機構が昨年半年かぎりで調査、「要望書」として経済産業省に提出した「一時抹消登録後の車両の行方の調査」の結果が4月上旬公表された◆今回の調査対象車はいろいろな観点から5万6,652台に絞ったそうだが、実は「一時抹消登録後1年間一時抹消のまま」という車は26万2,100台もあったというのだ◆これが放置されれば「一時抹消登録車」という名の伏魔殿が存在し続けることになるのではないか。（編集子）

有限責任中間法人  
**日本ELVリサイクル機構**

JAERAニュースレター

発行日：2007年4月24日

発行所：〒105-0004東京都港区新橋3丁目2-2  
一美ビル5F  
TEL.03-3519-5181／FAX.03-3597-5171